

英夫会長、農業委員37人)は、2015年1月に農業委員会の事務の遂行に間に合し、功績が顕著な農業委員会に贈られる「農林水産大臣表彰」を受けた。同委員会は、法改正で新たに設けられる見込みの「農地利用最適化推進委員」と類似する農業委員会協力員制度を設け、協力員が農業委員とともに農地の有効利用と優良農地の確保に努めていく。この農業委員会協力員の役割と「農地銀行」の取り組み紹介する。

同委員会は5市町村の合農業委員（選挙人から30人に減員1人当たりの2倍強に拡大し併時から44人の協力員を置いて員は、合併前の担当地区ごとに所轄する農業委員会し、農業委員会

委員と協力員がスクラム

総会はスムーズだ

県が一貫した対策を開始

独自の就農支援策 提言

支局発 農業委員会のページ

として「農の雇用事業」化、担い手不足など多くの問題を抱えるが、地域を支える重要な存在だ。こうした状況から、県に對して新規就農・就業者「担い手支援日本」総合対策事業」を打ち出した。この事業は、給付金割り

にして「農の雇用事業」に重点的に取り組んでいた。これまでに151経営体、195人の研修生を支援している。県と一体となって集落の基礎実践研修の充実に

支局発 農業委員会のページ

出し手と受け手 相互のかけ橋に

磐田市農地銀行

市農業委員会内に設置

- ①農業委員・協力員へ相談、登録
- ②新規就農者や規模拡大希望者へ
情報提供
- ③当事者間の交渉
- ④権利移動の検討
 - ・利用権設定等事業
 - ・農地移動適正化あっせん事業
→ 農地法第3条許可
- ・その他
- ⑤農業委員会プロック審査・総会審査等

農地情報を公開することなど、農業参画の仕事の利用見具審査地確、農業銀行など、農地の有効活用と農地の活性化を進めるものだ。15年3月末現在の登録件数は23件、5・3分。

に血族ですが、これに順位がついています。す、①被相続人の子まはその代襲者（後述）す。子であればよく、外子も含まれます。次②直系尊属、そして最に③兄弟姉妹またはそ代襲者です。

件 ある扱いに即、的

納につ
までに
ばなり
、内容
記のと

開始

は続人になれなかつたので、の子(つまり甥または姪)が、再代襲相続は認められていません。

また、その相続分は3分の1とされましたが、80(昭和55)年の改正で、2分の1ということになりました。なお、「胎児は、相続人には認められていません」とあります。

なお、「胎児は、相続人には認められていません」については、生まれたのとみなすこととされています。

被相続人に子がいな場合、直系尊属が相続となり、子も直系尊属となり、兄弟姉妹に相続人になります。

また、後位の順位で、年々の民法改正で、配偶者は常に第一順位の相続人とされました。

相続の税務 Q&A

相続・税務アドバイザリー
ランドマーク税理士法人監修

相続開始から申告までの日程

Q 相続が発生し、相続税の申告をしなければならないのですが、いつまでに申告書を提出し、それまでにどのようなことをするのでしょうか。また、納付方法にはどのようなものがあるのでしょうか。

相続税の申告書提出
死亡から10か月以内

A 相続税の申告書は、被相続人の死亡（相続の開始）を知った日の翌日から10か月以内に提出しなければなりません。そのため、相続開始から3～4か月までの間に相続人、財産・債務を確認し、それらを基に遺産分割、納付方法、納税資金などについて検討しながら申告書を作成していきます。

法があります。延納、物納については、申告書の提出日までに申告書類を提出しなければなりません。その間の日程や、内容については目安として下記のとおりです。

被相続人の死亡……相続の開始

- ・通夜、葬式
- ・初七日の法要
- ・四十九日の法要

◎被相続人の財産・債務、遺言書の有無を確認します。

- 3か月以内
 - ◎相続の放棄または限定承認・相続人の確認をします。
- 4か月以内……被相続人につかむ
所得税の申告・納付(準確定申告)
 - ◎被相続人が死亡した日までの
所得税の申告・納付(準確定申告)
をします。

中古といいます)をします。
10か月以内……相続税申告書の提出・納付
◎遺産分割の決定・分割協議書の作成、納税猶予を受ける場合はその手続き、納税資金について検討しながら相続税申告書を作成していきます。